

くりりんセンター余剰電力売却回答書

(質問事項：原文を掲載)

令和 5 年 11 月 30 日

番号	資料名	項目等	質 問 等	回 答
1	入札説明書	12. 留意事項(2)	受電用計量器等の取替工事に係る費用は落札者負担とのことですが、費用の確定時期をご教示いただけますでしょうか。 また、落札者が工事費を支払期日までに支払えなかった場合、余剰電力売電への影響はございますでしょうか。	受電用計量器等の取替工事費用については、令和 6 年 5 月取替工事後に確定となります。 落札者が工事費を支払期日までに支払えなかった場合の支払遅延にかかる延滞金などの影響につきましては、北海道電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款等によることとし、落札者にて対応することになります。
2	仕様書	2. 売却仕様 (4) 予定売却電力量	予定売却電力量に例えば 10,000,000kWh を保証していただくことを契約条項に追加することは可能でしょうか。 可能な場合、保証売却電力量は入札前に確定していただくことを想定しております。	契約書の内容変更協議については、原則不可としますが、契約書（案）第 18 条に記載のとおり、この契約の締結後、契約内容の変更が必要となった場合は、甲、乙協議のうえこれを変更することができます。
3	仕様書		来年度の計器交換予定はありますか。ある場合の支払人の明記をお願い致します。	入札説明書 12.留意事項(2)に記載のとおり、令和 6 年 5 月に受電用計量器等の取替工事を予定しております。取替工事に係る費用は、落札者負担としています。

4	契約書 (案)	4. 契約保証金	契約保証金の納入は【銀行保証書】でも可能でしょうか。また、その場合証書発行までに2週間ほどお時間をいただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。なお、帯広市契約規則第29条（準用）の規定に該当する場合は、契約保証金納付を免除することができます。
5	契約書 (案)	第4条	契約保証金の納付が必要な場合、親会社保証でも問題ないでしょうか。また、在日外国銀行保証の可否、及び差入期限、必要保証額通減の有無についてもご教示をお願い致します。	保証金の納付者については、原則として落札者となります。 なお、帯広市契約規則第29条（準用）の規定に該当する場合は、契約保証金納付を免除することができます。
6	契約書 (案)	第13条	支払方法について、請求書（納入通知書）と記載がありますが、口座振替へ変更可能でしょうか。弊社支払処理は基本全てネットバンキングで行う為、変更を希望致します。また、請求書について御社適格請求書の発行及び電子媒体での受け取りは可能でしょうか。	支払方法については、請求書（納入通知書）を原則としておりますが、諸事情により口座振替をご希望の場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができます。また、請求書については電子媒体での発行はしていません。
7	契約書 (案)		契約締結のタイミングはいつ頃を想定しておけば良いでしょうか。年末年始のオフィス稼働状況と関係します為、おおよその目安を教えてくださいと幸いです。	落札者の決定後、速やかに契約書により契約となります。契約日は甲が別途指定する日付となります。
8			2024年度から始まる【発電側課金】につきましては貴庁の負担というご認識でよろしいでしょうか。	発電側課金の支払や請求方法については、発電側課金の詳細が未定であるため、今後、一般送配電事業者が定める約款等によります。なお、発電側課金が売却期間内に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき、発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を行い、必要な額を電力量料金に転嫁するものとします。

9			通知書類の押印について（契約後） 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
---	--	--	--	-------------